

令和6年定例会
予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会 説明資料

◎ 議案補充説明	
1 議案第4号	
令和6年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）	1
2 議案第61号	
令和5年度三重県一般会計補正予算（第10号）（環境生活部関係）	7
◎ 所管事項説明	
1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に 基づく報告（環境生活部関係）	11

別冊 令和6年度 当初予算関連資料

令和6年3月8日

環境生活部

1 議案第4号 令和6年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）

（単位：千円、％）

施策番号	施策名	令和5年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	差引増減額 B-A	増減率 (B-A)/A
3-2	交通安全対策の推進	59,094	74,299	15,205	25.7
3-3	消費生活の安全確保	70,354	72,724	2,370	3.4
4-1	脱炭素社会の実現	898,906	【1,004,874】 985,074	【105,968】 86,168	【11.8】 9.6
4-2	循環型社会の構築	1,102,811	839,666	▲ 263,145	▲ 23.9
4-4	生活環境の保全	561,798	911,209	349,411	62.2
12-1	人権が尊重される社会づくり	426,420	703,328	276,908	64.9
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	68,847	66,214	▲ 2,633	▲ 3.8
12-3	多文化共生の推進	96,376	86,033	▲ 10,343	▲ 10.7
16-1	文化と生涯学習の振興	2,618,839	4,135,392	1,516,553	57.9
当部主担当施策 計		5,903,445	【7,893,739】 7,873,939	【1,990,294】 1,970,494	【33.7】 33.4
(1-2)	地域防災力の向上	8,538	8,847	309	3.6
(3-1)	犯罪に強いまちづくり	6,988	7,449	461	6.6
(3-4)	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	390	374	▲ 16	▲ 4.1
(11-4)	水の安定供給と土地の適正な利用	2,021,313	1,375,269	▲ 646,044	▲ 32.0
(14-5)	誰もが安心して学べる教育の推進	0	900	900	皆増
(14-6)	学びを支える教育環境の整備	5,488,675	5,589,524	100,849	1.8
(15-1)	子どもが豊かに育つ環境づくり	2,986,601	3,397,694	411,093	13.8
(行政運営1)	総合計画の推進	67,090	77,619	10,529	15.7
他部主担当施策 計		10,579,595	10,457,676	▲ 121,919	▲ 1.2
施策外	人件費等	2,524,807	2,487,882	▲ 36,925	▲ 1.5
環境生活部 合計		19,007,847	【20,839,297】 20,819,497	【1,831,450】 1,811,650	【9.6】 9.5

※ 施策番号の（ ）は、他部が主担当の施策です。

「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

令和6年度当初予算額の上段【 】は、令和5年度2月補正予算含みベースです。

令和6年度当初予算 債務負担行為（環境生活部関係）

【新規】

（単位：千円）

	事 項	期 間	限度額
1	人権センター空調用冷温水発生機更新修繕工事に係る契約	令和7年度	138,320
2	三重県総合文化センター等の指定管理に係る協定	令和6年度～令和11年度	6,936,436
3	総合文化センターエスカレーター改修に係る契約	令和6年度～令和7年度	112,222
4	総合文化センター受変電設備等改修工事に係る契約	令和7年度	10,100
5	総合文化センター大・中ホール舞台機構改修に係る契約	令和7年度	372,922
6	博物館情報システム更新及び運用保守業務に係る委託契約	令和7年度～令和11年度	70,290
7	美術館展示ケース更新に係る契約	令和7年度～令和14年度	158,805
8	美術館「収蔵品による企画展（仮称）」開催に係る契約	令和6年度～令和7年度	660
9	三重県水道広域化推進プラン等の検討業務委託に係る契約	令和7年度	30,000
10	環境危機対応分析機器保守点検業務委託に係る契約	令和6年度～令和13年度	31,069
11	産業廃棄物試験研究分析機器保守点検業務委託に係る契約	令和7年度～令和11年度	4,200

指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度を活用（更新）する施設

次の4施設について、債務負担行為を設定のうえ令和7年4月1日から指定管理者制度を活用するにあたり、指定に必要な手続きを行います。

- 三重県総合文化センター（図書館を除く。以下「総合文化センター」という。）
- 三重県立図書館（以下「図書館」という。）
- 三重県立美術館（以下「美術館」という。）
- 三重県総合博物館（以下「総合博物館」という。）

2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

（1）指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

総合文化センター、図書館、美術館、総合博物館を一体的に管理し、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することで、県民サービスの向上および経費の削減を図るとともに、県の施策の実現をめざします。

各施設が相互に連携強化を図り、県民の皆さんが学び、体験し、交流する場となるよう、本県における文化活動の拠点としての機能の一層の強化に取り組みます。

なお、各施設における基本的事項は、**別紙2**「各施設個別の基本的事項」のとおりです。

（2）指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務を遂行するにあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、業務区分ごとに具体的な「要求水準」を定め、また、業務の質の向上を図るため、「成果目標」を定めます。

項 目	総合文化センター	図書館	美術館	総合博物館
事業の実施に関する業務	○			
施設および設備の維持管理に関する業務	○	○	○	○
広報等に関する業務	○	○ (一部のみ)	○ (一部のみ)	○ (一部のみ)
施設の利用許可等に関する業務	○		○ (一部のみ)	
利用料金の收受等に関する業務	○		○ (一部のみ)	

（３）利用料金制採用の考え方

指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営をめざして、施設の利用状況を勘案し、総合文化センターおよび美術館の施設利用にあたっては、利用料金制（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の「利用料金」をいう。）を採用します。

なお、図書館においては、該当施設がないため、また、総合博物館および美術館の一部の施設においては、主催事業で使用する頻度が高いため、利用料金制は採用しません。

（４）指定の期間

本県における指定管理者の指定の手続き等に関して必要な事項を定めた「指定管理者制度に関する取扱要綱」第 4 条イの規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

3 指定管理者の募集および選定等に関する事項

（１）募集の方法

総合文化センター、図書館、美術館および総合博物館が、それぞれの独自性を発揮しながら、集積の利点を生かしてお互いの連携を強化し、一体的な管理・運営を図ることにより、一層効果的な施設運営や広報、施設利用の利便性の向上を目的として、指定管理者を公募により選定する予定です。

（２）選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県総合文化センター等指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、税理士（又は公認会計士）、経営に関する有識者、文化に関する有識者、県民代表者（公募により選定）など、計 7 名程度の委員で構成することを予定しています。

（３）審査の方法および審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとする者が、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年7月～ 選定委員会の開催（審査基準・配点表等を決定）
募集を開始（9月上旬まで）
- 10月 9月定例会会議（環境生活農林水産常任委員会）で
選定状況を報告
- 10月～11月
選定委員会による審査、指定管理候補者の決定
- 11月 11月定例会会議へ指定管理者指定議案を提出
- 12月 環境生活農林水産常任委員会で議案補充説明
- 令和7年1月 指定管理者の指定
- 2月 指定管理者と協定を締結
- 4月 指定管理者による管理を開始

各施設個別の基本的事項

事項	総合文化センター（図書館を除く）	図書館	美術館	総合博物館
施設の設置目的（役割）	総合文化センターは、県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の促進に寄与することを目的に設置した複合施設です。	図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して、県民に図書等の貸出や地域に関する情報の提供、調査研究や学習の支援等に寄与することを目的として設置した施設です。	美術館は、三重にゆかりの深い作品をはじめとする美術作品等の鑑賞と学習の機会を県民に広く提供し、県民がその鑑賞や創造をとおして、心の豊かさを醸成し、うるおいのある生活の充実など県民の文化向上を図ることを目的として設置した施設です。	総合博物館は、三重の自然ならびに歴史および文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくりおよび個性豊かで活力ある地域づくりに貢献することを目的として設置した施設です。
施設運営の基本的な方向性（運営方針）	県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の拠点としての機能を十分発揮するよう効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の県立文化施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	図書資料や情報の提供等の利用者および県民に対する図書館サービスの提供や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点等として、その機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の県立文化施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	三重県における美術分野のセンターとしての役割を果たすと同時に、情報発信や地域文化育成の拠点としての機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の県立文化施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	「ともに考え、活動し、成長する博物館」を基本理念とし、県民・利用者の皆さんとともに三重の自然と歴史、文化を探究し、守り伝え、生かしていくための博物館活動を展開していく拠点としての機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の県立文化施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。
利用料金制採用の考え方	指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、県民サービスの提供や効率的な施設運営をめざして利用料金制を採用します。	利用できる施設がありません。	指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、県民サービスの提供や効率的な施設運営をめざして利用料金制を一部の施設に採用します。	施設を直営で使用しているため、採用しません。
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設の名称 三重県総合文化センター 所在地 津市一身田上津部田1234番地 構造規模等 (三重県総合文化センター：図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター) 敷地面積 62,224.9㎡ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 延床面積 46,305.8㎡	<ul style="list-style-type: none"> 施設の名称 三重県立図書館 所在地 津市一身田上津部田1234番地 構造規模等 (三重県総合文化センター：図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター) 敷地面積 62,224.9㎡ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 延床面積 46,305.8㎡ (図書館部分面積：5,332.0㎡)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の名称 三重県立美術館 所在地 津市大谷町11番地 構造規模等 敷地面積 24,403.80㎡ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 延床面積 10,665.88㎡	<ul style="list-style-type: none"> 施設の名称 三重県総合博物館 所在地 津市一身田上津部田3060番地 構造規模等 敷地面積 38,884㎡ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部を除く）・3階建て 延床面積 11,705㎡
成果目標	各施設	各施設	各施設	各施設
	<ul style="list-style-type: none"> 総合文化センター来館者数（図書館を除く） 総合文化センター来館者満足度 総合文化センター貸施設利用率 ※上記目標数値については、過去の目標数値・実績値をふまえて設定します。	<ul style="list-style-type: none"> 総合文化センター来館者満足度 ※上記目標数値については、過去の目標数値・実績値をふまえて設定します。	<ul style="list-style-type: none"> 美術館貸施設利用率 美術館来館者満足度（施設維持管理部分） ※上記目標数値については、過去の目標数値・実績値をふまえて設定します。	<ul style="list-style-type: none"> 総合博物館来館者満足度（施設維持管理部分） ※上記目標数値については、過去の目標数値・実績値をふまえて設定します。
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額（消費税および地方消費税を含む）	(指定管理期間) 令和7年度から令和11年度まで			
	(全体) 6,936,436千円 7年度 1,319,245千円 8年度 1,353,764千円 9年度 1,385,698千円 10年度 1,420,743千円 11年度 1,456,986千円	(総合文化センター) 4,815,525千円 7年度 920,817千円 8年度 942,521千円 9年度 962,045千円 10年度 983,740千円 11年度 1,006,402千円	(図書館) 489,952千円 7年度 91,400千円 8年度 94,642千円 9年度 97,931千円 10年度 101,297千円 11年度 104,682千円	(美術館) 968,273千円 7年度 181,951千円 8年度 187,899千円 9年度 193,291千円 10年度 199,440千円 11年度 205,692千円
				(総合博物館) 662,686千円 7年度 125,077千円 8年度 128,702千円 9年度 132,431千円 10年度 136,266千円 11年度 140,210千円

2 議案第 61 号 令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）

（環境生活部関係）

【一般会計】

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	補正後の 予算額
2 総務費	5 生活文化費	4, 836, 179	▲ 131, 932	4, 704, 247
4 衛生費	6 環境保全費	5, 896, 584	▲ 599, 332	5, 297, 252
10 教育費	8 私学振興費	8, 543, 493	▲ 120, 861	8, 422, 632
合 計		19, 276, 256	▲ 852, 125	18, 424, 131

令和5年度三重県一般会計補正予算（第10号）主要項目（環境生活部関係）

【一般会計】

（単位：千円）

款	項	目	細事業名	補正前 の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
総務費	生活文化費	総合文化センター費	総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費	364,436	▲ 28,164	336,272	中ホール調光設備改修に係る所要額精査による減額
		美術館費	美術館管理運営費	237,093	▲ 42,123	194,970	LED照明設備改修工事に係る入札差金などによる減額
			美術館展示等事業費	74,077	▲ 14,200	59,877	展覧会開催に係る作品輸送委託の入札差金などによる減額
		斎宮歴史博物館費	斎宮歴史博物館管理運営費	280,642	▲ 22,694	257,948	いつきのみや歴史体験館空調設備取替工事に係る入札差金などによる減額
衛生費	環境保全費	環境総務費	環境保全基金積立金	506,183	51,138	557,321	産業廃棄物税等の税収見込み増などによる増額
		廃棄物対策費	地域循環高度化促進事業費	202,052	▲ 59,754	142,298	県内の産業廃棄物排出事業者等に対する補助金の交付実績減などによる減額
			環境修復後の保全管理事業費	63,400	▲ 34,340	29,060	行政代執行による環境修復後のモニタリング等業務の実績減などによる減額
		環境指導費	生活基盤施設耐震化等補助金	1,492,098	▲ 275,803	1,216,295	国の補正予算に対応する事業について、一部の市町等が補助事業の実施を令和6年度に変更したことによる減額
			水道事業会計支出金	136,441	▲ 41,801	94,640	水道改良事業の計画変更に伴う事業費の減による減額
			浄化槽設置促進事業補助金	115,512	▲ 31,859	83,653	市町等に対する補助金の交付実績見込み減による減額

款	項	目	細事業名	補正前 の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
衛生費	環境保全費	環境指導費	脱炭素社会 推進事業費	699,682	▲ 14,606	685,076	調査検討業務に係る 委託料の執行見込み 減などによる減額
			県有施設脱 炭素化推進 事業費	189,336	▲ 136,838	52,498	県有施設への太陽光 発電設備等導入事業 に係る所要額の精査 による減額
教育費	私学振興費	私学振興費	私立高等学 校等教育費 負担軽減事 業費	194,061	▲ 15,978	178,083	対象生徒数の減に伴 う所要見込み減など による減額
			私立高等学 校等就学支 援金交付事 業費	2,673,085	▲ 79,948	2,593,137	生徒に対する就学支 援金の所要見込み減 などによる減額
			三重県私立 学校物価高 騰対策支援 補助金	82,120	▲ 17,362	64,758	補助対象経費の実績 見込み減による減額

令和5年度三重県一般会計補正予算（第10号）繰越明許費（環境生活部関係）

【追加】

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	5 生活文化費	総合文化センター管理運営費	73,745
4 衛生費	6 環境保全費	水道指導監督費	113,136

【変更】

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
4 衛生費	6 環境保全費	脱炭素社会推進事業費	578,653	31,425	610,078

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	私立高等学校等 振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町 238 他14法人	5,020,338 (R6.6)	私立高等学校等における 教育に係る経常的経費に 助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神 に基づいた特色ある教育 の向上への支援及び 保護者の経済的負担の 軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校への 支援は重要である。	私学課	教育費	私学振 興費	私学振 興費	私立学校振興 費
2	私学振興会退職 基金事業補助金	公益社団法人三重 県私学振興会 津市上浜町1丁目 293-4	142,285 (R7.3)	私立学校教職員への安定 した退職金の支給に係る 支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の退職 金事業への助成を行うこ とにより、その処遇の安 定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校の教 職員の処遇安定化への支 援は重要である。	同上	同上	同上	同上	同上
3	日本私立学校振 興・共済事業団 補助金	日本私立学校振 興・共済事業団 東京都文京区湯島 1丁目7-5	92,394 (R7.3)	私立学校教職員の長期共 済事業の安定した運営に 係る支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の長期 共済事業への助成を行 うことにより、その処遇の 安定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
4	私立特別支援学校振興補助金	学校法人 特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町330-5	242,166 (R6.6)	私立特別支援学校における教育に係る経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	私学課	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
5	私立専修学校振興補助金	学校法人 みえ大橋学園 四日市市浜田町13-29 他14法人	67,629 (R6.6)	私立専修学校における教育に係る経常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	斎宮跡普及・啓発活動等支援補助金	明和町 多気郡明和町馬之上945	19,357 (R6.4)	斎宮跡体験学習施設の効果的・効率的な普及・啓発事業等を展開するための経費を補助する。	(目的・理由) 斎宮歴史博物館と一体となり斎宮跡の活用事業、情報発信において重要な役割を担っている斎宮跡体験学習施設で実施する斎宮跡の効果的、効率的な普及・啓発事業等の展開を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 斎宮跡と斎宮歴史博物館、斎宮跡体験学習施設が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(斎宮跡体験学習施設)への経費補助は公益性の高いものである。	文化振興課	総務費	生活文化費	斎宮歴史博物館費	斎宮歴史博物館費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	隣保館整備費補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	26,622 (R7.3)	市町が設置している隣保館における、増改築及び大規模修繕等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上を図る。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
8	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	13,783 (R7.3)	市町が設置している隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	同上	同上	同上	同上	同上
9	同上	四日市市 四日市市諏訪町1-5	14,893 (R7.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
10	隣保館運営費等補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	20,341 (R7.3)	市町が設置している隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館等における運営事業及びデイサービス事業をはじめとする各種隣保事業等に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
11	同上	津市 津市西丸之内23-1	71,815 (R7.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
12	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	22,535 (R7.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
13	同上	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目 7-29	14,804 (R7.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
14	同上	伊賀市 伊賀市四十九町 3184	52,825 (R7.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	14,940 (R7.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
16	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金	未定 (県内事業者)	40,000 (未定)	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る研究開発及び産業廃棄物を使った商品開発活動に要する経費について支援する。	(目的・理由) 県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る研究開発並びに産業廃棄物を使った商品開発活動を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 県内の産業廃棄物排出事業者による積極的な発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る取組は、持続可能な循環型社会の形成に寄与することに繋がるため、県による積極的な支援が必要である。	資源循環推進課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	資源循環システム構築事業費
17	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金	未定 (県内事業者)	210,000 (未定)	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る設備機器の設置に要する経費を支援する。	(目的・理由) 県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る設備機器の設置を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 県内の産業廃棄物排出事業者による積極的な発生抑制、循環的な利用及び減量化に係る取組は、持続可能な循環型社会の形成に寄与することに繋がるため、県による積極的な支援が必要である。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
18	三重県太陽光発電設備等設置費(個人向け)補助金	未定 (県内市町)	126,416 (R6.5)	県民が自ら所有し居住する住宅の屋根等に太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費に対し補助を行う。	(目的・理由) 再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 再生可能エネルギー導入促進の取組は、持続可能な脱炭素社会の形成に寄与することに繋がるため、国交付金を財源とした県による支援が必要である。	地球温暖化対策課	衛生費	環境保全費	環境指導費	脱炭素社会推進事業費
19	三重県県有施設太陽光発電設備等設置費(PPA方式)補助金	未定 (PPA事業者)	29,500 (R6.9)	県有施設の屋根等にPPA方式による太陽光発電設備等を設置する事業に要する経費に対し補助を行う。	(目的・理由) 再生可能エネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 再生可能エネルギー導入促進の取組は、持続可能な脱炭素社会の形成に寄与することに繋がるため、国交付金を財源とした県による支援が必要である。	同上	同上	同上	同上	同上
20	生活基盤施設耐震化等補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	66,000 (R6.6)	市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても給水することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化等の取組を支援する必要がある、公共性がある。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水道指導監督費
21	同上	津市 津市西丸之内23-1	160,125 (R6.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
22	生活基盤施設耐震化等補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	49,000 (R6.6)	市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても給水することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化等の取組を支援する必要がある、公共性がある。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水道指導監督費
23	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	56,546 (R6.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
24	同上	菰野町 三重郡菰野町大字潤田1250	16,666 (R6.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
25	同上	志摩市 志摩市阿児町鶴方3098-22	124,947 (R6.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
26	同上	多気町 多気郡多気町大字相可1600	33,825 (R6.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
27	同上	大紀町 度会郡大紀町滝原1610-1	30,225 (R6.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
28	海岸漂着物等対策事業補助金	四日市港管理組合 四日市市霞2丁目1-1	24,134 (R6.4)	市町等が自ら実施する海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策にかかる経費に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策の取組を支援することにより、美しい海岸の景観や自然環境の保全に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱	外部(不)経済 市町等が行う海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策の取組を支援することは、美しい海岸の景観や自然環境の保全に寄与する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水環境保全対策費
29	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	19,716 (R6.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
30	浄化槽設置促進事業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	11,036 (R6.4)	単独浄化槽やくみ取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/4~1/3・上限あり)を行う。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	同上	同上	同上	同上	生活排水対策費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
31	浄化槽設置促進事業補助金	伊賀市 伊賀市四十九町 3184	15,757 (R6.4)	単独浄化槽やくみ取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/4~1/3・上限あり)を行う。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	生活排水対策費